長与町スポーツ協会スポーツ表彰に関する規則

|  |
| --- |
| （目的）1. この規則は、長与町スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第1７条の規定に基づき、スポーツで優秀な成績を収めた者及びスポーツの普及、振興に、特に寄与した個人又は団体を表彰することを目的とする。

（表彰の基準）第２条　次の各項に該当する個人又は団体に対し、スポーツ奨励賞、体育功績賞を授与し、表彰する。　　　　　１．一般（成人・未成年）については、本会に会員登録し、本会傘下の各種大会にも出場している個人又は団体とする。　　　　　２．小・中・高校生については、町内外所在の学校に在学している個人又は団体とする。　　　　　３．スポーツ奨励賞　　　　　　　スポーツで優秀な成績を収めた個人又は団体に授与する。　　　　　４．体育功績賞　　　　　　　町内のスポーツの健全な普及、振興に著しく貢献した個人又は団体に授与する。（選考委員会）第３条　前条に該当する個人及び団体表彰の選考委員会については、本会・常任理事会が兼務することとし、常任理事会の審議を経て、本会長が決定する。（被表彰の推薦）1. 本会の各単位協会長は、第2条に規定する事項に該当する個人及び団体があるときは、推薦書（別紙）により本会長に推薦することとする。

（表彰）第５条　表彰は、毎年1回、本会・総会で行う。（委任）第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。附　則　この規則は、平成９年４月１日から施行する。平成１６年４月１日から一部改正施行する。令和３年４月１日から一部改正施行する。 |